

「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」 一覧表

整理番号	資料番号	諮問通知	諮問内容		制限措置（概要） （漁業種類、操業区域、船舶の総トン数など）	漁業を営む者の資格 （関係地区）	公示 隻数	申請 期間	備考			
			制限措置等 （案）	許可等の基準 （案）								
1	2-1	(水産林務部水産局漁業管理課) 令和7年10月22日 漁管第1556号	○	-	にしん固定式刺し網漁業 (宗谷総合振興局及びオホーツク総合振興局沖合海域)	オホーツク海海域	5トン以上 20トン未満	オホーツク総合振興局 管内に住所を有する者	41隻	令和7年12月22日 ～ 令和8年1月21日	P1～P10	
						オホーツク海海域	5トン以上 20トン未満	宗谷総合振興局管内 (天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者	16隻			
2	2-2	(水産林務部水産局漁業管理課) 令和7年11月5日 漁管第1642号	○	-	かに固定式刺し網漁業 (オホーツク総合振興局管内及び宗谷総合振興局管内沖合海域)	A海域	20トン未満	オホーツク総合振興局 管内に住所を有する者	3隻	令和8年1月28日 ～ 令和8年2月27日	P11～P22	
						B海域	15トン未満		32隻			
3	2-3	(水産林務部水産局漁業管理課) 令和7年11月5日 漁管第1642号	○	-	かにかご漁業 (オホーツク海海域)	網走南部海域	15トン未満	オホーツク総合振興局 管内に住所を有する者	7隻	令和8年1月14日 ～ 令和8年2月13日	P23～P32	
						網走中部海域			9隻			
						網走北部海域			27隻			
						枝幸海域	15トン未満	宗谷総合振興局管内 (天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者	18隻			
						宗谷北部海域			27隻			
4	2-4	(宗谷総合振興局) 令和7年11月18日 宗水産第1948号	○	-	小型まき網漁業 (ほっけ及びいかなご)	宗谷総合振興局管内沖合海域	5トン未満	宗谷総合振興局管内 (天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者	2隻	令和7年12月22日 ～ 令和8年1月21日	P33～P42	
5	2-5		○	-	はえ縄漁業 (たら、めぬけ又はさめ)	宗谷総合振興局管内沖合海域	20トン未満	宗谷総合振興局管内 (天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者	6隻	令和8年1月20日 ～ 令和8年2月19日	P43～P50	
6	2-6		(宗谷総合振興局) 令和7年11月18日 宗水産第1948号	○	-	潜水器漁業	うに	定めなし	宗谷総合振興局管内 (天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者	定めなし	随時	P51～P58
		宗海共第 5号共同漁業権漁場区域										
		" 第 6号 "										
		" 第 8号 "										
		" 第 9号 "										
		" 第 11号 "										
		" 第 13号 "										
あわび	宗海共第 2号共同漁業権漁場区域											
	" 第 3号 "											
	" 第 9号 "											
	" 第 11号 "											

漁管第 1556 号
令和 7 年 (2025 年) 10 月 22 日

宗谷海区漁業調整委員会会長 様

北海道知事 鈴木直道



知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について (諮問)

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

1. 諮問内容

(1) 制限措置の内容及び申請すべき期間について

2. 関係漁業

にしん固定式刺し網漁業 (宗谷総合振興局及びオホーツク総合振興局沖合海域)

3. 添付書類

制限措置等の公示 (案)・・・資料 1

漁業許可に関する制限措置等の取扱い・・・参考資料

(水産林務部水産局漁業管理課管理調整第二係)



北海道告示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第3号に掲げるにしん固定式刺し網漁業(宗谷総合振興局及びオホーツク総合振興局沖合海域)について、その許可又は起業の認可を申請すべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和7年12月 日

北海道知事 鈴木直道

(1)漁業種類		制限措置					許可又は起業の認可を申請すべき期間	備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格			
にしん固定式刺し網漁業	オホーツク海海域 稚内市宗谷岬、樺太西能登呂岬及びび知床岬の各点を順次結ぶ線により囲まれた海域のうち、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	毎年、3月10日から6月30日まで	41隻	総トン数5トン以上20トン未満	オホーツク総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者	1. 許可の有効期間は、令和8年3月1日から令和11年2月28日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和8年3月1日から令和9年2月29日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。 3. 申請書の提出先は、申請者の住所を所管する総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、濃霧、濃霧、その他やむを得ない場合を除き〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長を經由して知事に報告しなければならぬ。 (2) 海中に敷設する漁具の各のしんの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (3) 海中に敷設する刺し網の長さは、3,000メートル以内でなければならない。 (4) 刺し網の結節から結節までの長さは、24ミリメートル以上以内でなければならない。 (5) 投網後結節までの間は、海難防止上、特にやむを得ない場合を除いては施網場所を離れてはならない。 (6) 夜間漁具を敷設する場合は、1放しごとに浮標灯1個以上を浮設しなければならぬ。 (7) さけ・ます、次に掲げるかに及びつがが採捕されたときは、できる限り捕獲しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のけがにの雄がに ウ たらはがに エ あぶらがに オ ずわいがに カ べにすわいがに (8) 体長(ふん端から尾びれの岐点までの長さ)をいう。)22センチメートル未満のにしんの漁獲は、にしん漁獲尾数の10分の1を越えてはならない。 この範囲を超える場合には直ちにその場所における操業を中止し、他の場所に移動しなければならない。 (9) 5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り捕獲しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (10) 知事が漁業調整上、操業に關し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (11) 我が国領海及び排他的経済水域内の水域以外に立ち入ってはならない。		
にしん固定式刺し網漁業	オホーツク海海域 稚内市宗谷岬、樺太西能登呂岬及びび知床岬の各点を順次結ぶ線により囲まれた海域のうち、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	毎年、3月10日から6月30日まで	16隻	同 上	宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者			

にしん固定式刺し網漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い (宗谷総合振興局及びオホーツク総合振興局管内沖合海域)

令和3年(2021年)1月29日
北海道水産林務部

(適用範囲)

第1 この取扱いは、宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)及びオホーツク総合振興局管内沖合海域において、動力漁船を使用した、にしん固定式刺し網により行う漁業の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)に適用する。

(操業海域)

第2 操業海域は、次の海域とする。

(1) オホーツク海海域

稚内市宗谷岬、樺太西能登呂岬及び知床岬の各点を順次結ぶ線により囲まれた海域のうち、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。

(制限措置)

第3 北海道漁業調整規則(以下「規則」という。)第12条第1項各号の規定する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

漁業種類は、にしん固定式刺し網漁業とする。

(2) 操業区域

操業区域は、第2に掲げる海域とする。

(3) 漁業時期

漁業時期は、毎年、3月10日から6月30日までとする。

(4) 船舶の総トン数

船舶の総トン数は、5トン以上20トン未満とする。

(5) 許可等すべき船舶等の数

にしんの資源保護及び漁場利用に係る調整等を勘案のうえ、制限措置の公示の都度、第3(2)に掲げる操業区域ごとに、別に定めるものとする。

(6) 漁業を営む者の資格

漁業を営む者の資格は、宗谷振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)又はオホーツク総合振興局管内に住所を有する者とする。

(許可等の有効期間)

第4 許可の有効期間は、3年以内とする。

また、起業の認可の有効期間は、1年以内とする。

(許可等の申請期間)

第5 許可等の申請期間は、規則第12条第2項の規定によるものとし、制限措置の公示の都度、定めるものとする。

(漁獲物の陸揚港の制限)

第6 漁獲物の陸揚港を、申請者が住所を有する総合振興局管内の1港に制限する。

(許可等の条件)

第7 許可に際しては、規則第14条の規定により、次の条件を付ける。

- (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。
- (2) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。
- (3) 海中に敷設する刺し網の長さは、3,000メートル以内でなければならない。
- (4) 刺し網の結節から結節までの長さは、24ミリメートル以上でなければならない。
- (5) 投網後揚網までの間は、海難防止上、特にやむを得ない場合を除いては施網場所を離れてはならない。
- (6) 夜間漁具を敷設する場合は、1放しごとに浮標灯1個以上を浮設しなければならない。
- (7) さけ・ます、次に掲げるかに及びつぶが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。
 - ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに
 - イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに
 - ウ たらばがに
 - エ あぶらがに
 - オ すわいがに
 - カ べにずわいがに
- (8) 体長(ふん端から尾びれの岐点までの長さをいう。)22センチメートル未満のにしんの漁獲は、にしん漁獲尾数の10分の1をこえてはならない。
この範囲を越える場合には直ちにその場所における操業を中止し、他の場所に移動しなければならない。
- (9) 5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。
- (10) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
- (11) 我が国領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。

(その他参考となるべき事項)

第8 許可証の交付に際しては、規則第25条の規定により、次のその他参考となるべき事項を付ける。

- (1) 次に掲げるかにの採捕は、規則により禁止されているので、採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければなりません。
 - ア 甲長8センチメートル未満のけがにの雄がに
 - イ けがにの雌がに
 - ウ 甲幅8センチメートル未満のはなさきがにの雄がに
 - エ はなさきがにの雌がに

(資源管理等の取組みの推進)

第9 この漁業を営もうとする者は、この漁業を営む者の間及び他種漁業を営む者との間で必要があると認める場合は、あらかじめ操業協定等を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等の申請)

第10 許可等の申請にあたっては、規則第9条に定める申請書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請理由書（現に有効な許可等を有しない者又は規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合）
- (2) 代表者選定届（共同経営の場合）
- (3) 許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書
- (4) 船舶使用承諾書及び印鑑証明書（用船の場合）
- (5) 経営の内容を詳細に記載した書類（共同経営の場合）
- (6) 定款の写し及び登記事項証明書（法人の場合（水産業協同組合法に基づき北海道知事が認可した法人を除く。））
- (7) 旧許可受有者の廃業届及び印鑑証明書（規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合）
- (8) 事業計画書（現に有効な許可等を有しない者の場合）
- (9) 起業の認可指令書（起業の認可に基づく申請の場合）
- (10) その他知事が特に必要と認めて指示した書類

(申請書の提出)

第11 申請書は、申請者が漁業協同組合に所属する場合には、漁業協同組合で取りまとめのうえ、提出するものとする。

(許可等の基準)

第12 第3（5）の許可等すべき船舶等の数を超えた申請があった場合における規則第12条第5項に規定する許可等の基準を、別紙1のとおりとする。

(資源管理の状況等の報告等)

第13 この漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定に基づく資源管理の状況等の報告について、別紙2により〇〇総合振興局長を経由して知事に提出するものとする。

なお、許可を受けた者が漁業協同組合の組合員の場合は、所属する漁業協同組合がとりまとめのうえ、提出するものとする。

(許可番号の表示)

第14 規則第32条第1項の規定により表示する許可番号は、次のとおりとする。

「◎にしん刺第〇〇〇〇〇〇〇号」

※◎印は、処分した総合振興局の頭文字を記載する。

(許可証の交付)

第15 許可証は、実地検査のうえ交付するものとする。

附 則

- 1 この取扱いは、令和2年12月1日から施行する。
- 2 昭和53年3月2日施行の「にしん固定式刺し網漁業の許可等に関する取扱方針（宗谷総合振興局管内及びオホーツク総合振興局管内沖合海域）」は廃止する。

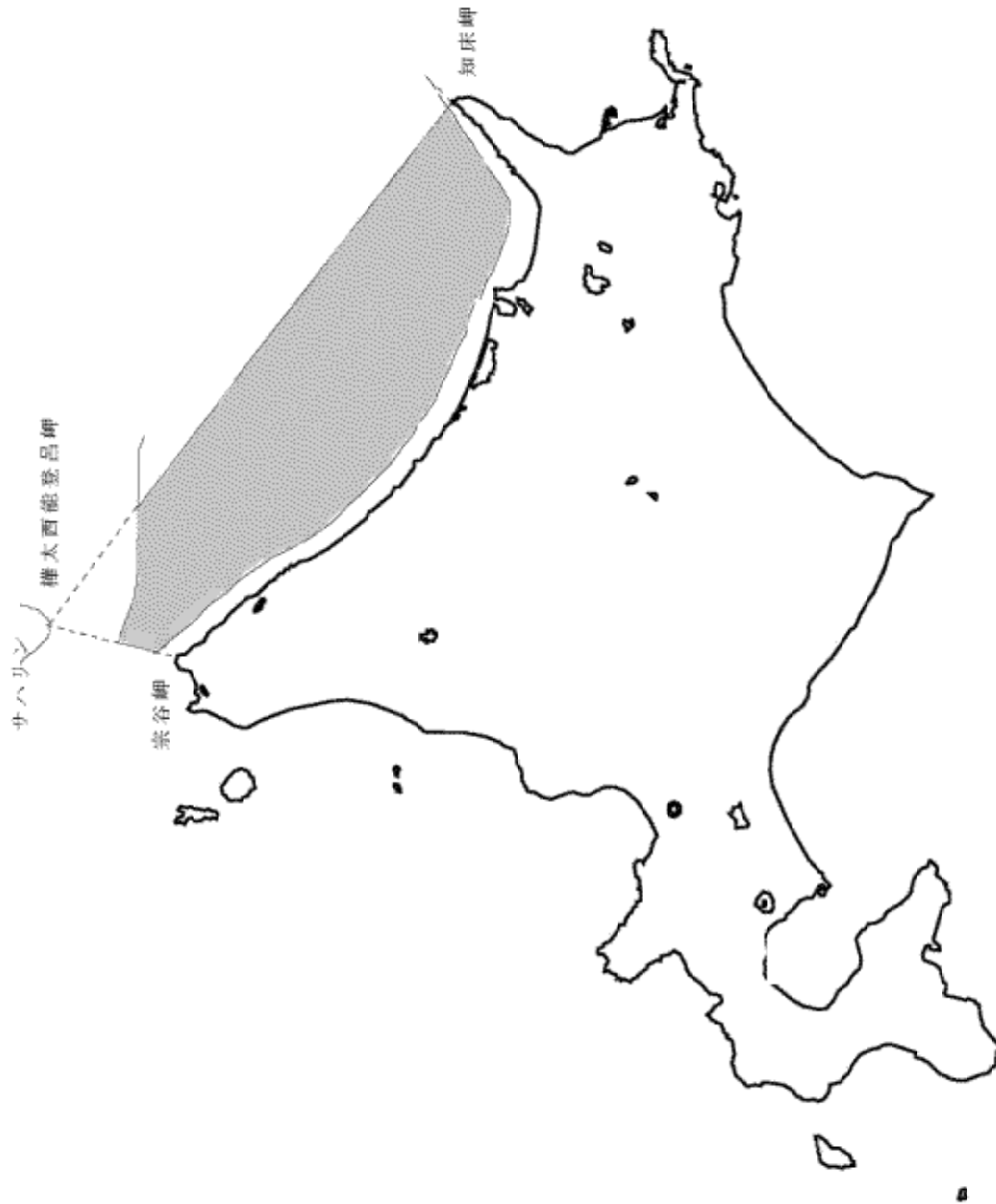
附 則（令和3年1月29日漁管第2248号）

- 1 この取扱いは、令和3年1月29日から施行する。

（改正経過）

- 1 令和2年12月1日 施 行
- 2 令和3年1月29日 一部改正

にしん固定式刺し網漁業操業区域概要図
(宗谷総合振興局管内及びオホーツク総合振興局管内沖合海域)



漁管第 1642 号
令和 7 年(2025 年)11 月 5 日

宗谷海区漁業調整委員会会長 様

北海道知事 鈴木直道



知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）
漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の
規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

第 1 諮問内容

制限措置の内容及び申請すべき期間について

第 2 関係漁業

- ・かに固定式刺し網漁業（オホーツク総合振興局管内及び宗谷総合振興局管内沖合海域）のうち、オホーツク管内沖合海域
- ・かにかご漁業（オホーツク海海域）

第 3 添付書類

- (1) 制限措置等の公示（案）・・・資料 1-1、資料 1-2
- (2) 漁業許可に関する制限措置等の取扱い・・・参考資料 1、参考資料 2

（水産林務部水産局漁業管理課管理調整第二係）



北海道告示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第59条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第2号に掲げるかに固定式刺し網漁業(オホーツク総合振興局管内及び宗谷総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の許可をすべし船船等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和 年 月 日

北海道知事 鈴木直道

(1) 漁業種類	制限措置					許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考
	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべし船船等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格			
かに固定式刺し網漁業	A海域 斜里、目梨両郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から32度30分の線以西、東経143度59.8分の線以東、北緯44度40.1分の線以南の海域。	4月1日から12月31日まで	3隻	20トン未満	オホーツク総合振興局管内に住所を有する者	(1)	1. 許可の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和8年4月1日から同年9月30日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。 3. 申請書の提出先は、オホーツク総合振興局産業振興部水産課とする。	
同上	B海域 雄武、枝幸両町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カの点を順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線に囲まれた海域。 点ア 北緯44度54分、東経143度8分の点 点イ 紋別郡章稲府岬突端北東16海里の点 点ウ 点イとサロマ湖灯台中心点から7度15.7海里の点を結ぶ線と紋別市、湧別郡界26度30分の線との交点 点エ 紋別市、湧別郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から26度30分25.000メートルの点 点オ 東経143度59.8分の線上距岸25,000メートルの点 点カ 東経143度59.8分の線と最大高潮時海岸線との交点	4月1日から9月15日まで	32隻	15トン未満	同上	(2)	4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、オホーツク総合振興局長を経由して知事に報告しなければならぬ。 (2) 海中に敷設する網反数は、300反を超えてはならない。 (3) 使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが15.15センチメートル以上でなければならぬ。 (4) 海中に敷設する漁具の各のしの高端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (5) 甲長8センチメートル以上の雌がにの雄がにが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (6) 雌のたらばがに及びあぶらがに並びに甲幅13センチメートル未満の雄のたらばがに及びあぶらがにが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。ただし、揚網毎にその揚網した総反数について、一反平均一尾を超えない場合は、この限りではない。 (7) 前項のただし書きに該当するたらばがに及びあぶらがにには、販売してはならない。 (8) 5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (9) 知事が漁業調整上、操業に關し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (10) 我が国領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。	

かに固定式刺し網漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い
(オホーツク総合振興局管内及び宗谷総合振興局管内沖合海域)

令和3年(2021年)1月29日
北海道水産林務部

(適用範囲)

第1 この取扱いは、オホーツク総合振興局管内及び宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)沖合海域において、動力漁船を使用して、かに固定式刺し網により行う漁業の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)に適用する。

(操業海域)

第2 操業海域は、次の海域とする。

(1) A海域

斜里、目梨両郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から32度30分の線以西、東経143度59.8分の線以东、北緯44度40.1分の線以南の海域。

(2) B海域

雄武、枝幸両町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カの点を順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線に囲まれた海域。

点ア 北緯44度54分、東経143度8分の点

点イ 紋別郡音稲府岬突端北東16海里の点

点ウ 点イとサロマ湖灯台中心点から7度15.7海里の点を結ぶ線と紋別市、湧別郡界26度30分の線との交点

点エ 紋別市、湧別郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から26度30分25,000メートルの点

点オ 東経143度59.8分の線上距岸25,000メートルの点

点カ 東経143度59.8分の線と最大高潮時海岸線との交点

(3) C海域

雄武、枝幸両町の境界線と最大高潮時海岸線との交点より43度30分の線以西、次に示す点①、②、③を順次に結ぶ線以东の距岸25,000メートル以内の海域及び稚内市モイマ山頂上339度の線(以下「モイマ山頂上の線」という。)と、次に示す点④、⑤、⑥、⑦、①を順次に結ぶ線、最大高潮時海岸線とに囲まれた海域。

(4) D海域

枝幸、宗谷両郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から47度30分の線、次に示す点⑧、③、②、⑨を順次に結ぶ線以西、豊富、幌延両郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から270度の線以北の海域。ただし、我が国領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

(5) E海域

次に示す点⑨、③、②及び⑨を順次に結ぶ線に囲まれた海域。ただし、我が国領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

(6) F海域

次に示す点⑧と⑩を結ぶ線以北、⑧の点から327度の線以东、⑩の点から346度の線以西の海域。ただし、我が国領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

<点の表示>

- ① 宗谷岬突端
- ② 北緯45度33.1分、東経142度4.8分の点
- ③ 北緯45度33.1分の線と距岸25,000メートルの線との交点
- ④ 野寒布岬稚内灯台中心点0度30分11,900メートルの点と①の点0度8,500メートルの点(⑤の点)を結ぶ線とモイマ山頂上の線との交点
- ⑤ ①の点0度8,500メートルの点
- ⑥ ①の点0度5海里の点と同点90度9海里の点を結ぶ線と、⑤の点と稚内市、宗谷郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から50度25,000メートルの点を結ぶ線との交点
- ⑦ ①の点0度5海里の点と同点90度9海里の点を結ぶ線と、①の点と②の点を結ぶ線との交点
- ⑧ 枝幸、宗谷両郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から47度30分、40,000メートルの点
- ⑨ 北緯46度0.1分、東経141度34.8分の点
- ⑩ 北緯45度27.5分、東経142度46.9分の点

(制限措置)

第3 北海道漁業調整規則(以下「規則」という。)第12条第1項各号の規定する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

漁業種類は、かに固定式刺し網漁業とする。

(2) 操業区域

操業区域は、第2に掲げる各海域とする。

(3) 漁業時期

漁業時期は、第3(2)に掲げる操業区域ごとに、次の期間のうち申請のあった期間とする。

- ア A海域：4月1日から12月31日まで
- イ B海域：4月1日から9月15日まで
- ウ C、D、E及びF海域：12月15日から翌年5月31日まで

(4) 船舶の総トン数

船舶の総トン数は、第3(2)に掲げる操業区域ごとに、次のとおりとする。

- ア A海域：総トン数20トン未満
- イ B、C、D、E及びF海域：総トン数15トン未満

(5) 許可等すべき船舶等の数

かにの資源保護及び漁場利用に係る調整等を勘案のうえ、制限措置の公示の都度、第3(2)に掲げる操業区域ごとに、別に定めるものとする。

(6) 漁業を営む者の資格

漁業を営む者の資格は、第3(2)の操業区域ごとに、次のとおりとする。

- ア A及びB海域
オホーツク総合振興局管内に住所を有する者
- イ C、D、E及びF海域
宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者

(許可等の有効期間)

第4 許可の有効期間は、1年以内とする。

また、起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。

(許可等の申請期間)

第5 許可等の申請期間は、規則第12条第2項の規定によるものとし、制限措置の公示の都度、定めるものとする。

(漁獲物の陸揚港の制限)

第6 漁獲物の陸揚港を、その操業区域に面する地区内の1港に制限する。

(許可等の条件)

第7 許可に際しては、規則第14条の規定により、次の条件を付ける。

- (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。
- (2) 海中に敷設する網反数は、300反を超えてはならない。
- (3) 使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが15.15センチメートル以上でなければならない。
- (4) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。
- (5) 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がにが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。
- (6) 雌のたらばがに及びあぶらがに並びに甲幅13センチメートル未満の雄のたらばがに及びあぶらがにが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。ただし、揚網毎にその揚網した総反数について、一反平均一尾を超えない場合は、この限りではない。
- (7) 前項のただし書きに該当するたらばがに及びあぶらがにには、販売してはならない。
- (8)
 - [A海域又はB海域を操業区域とする場合]
5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。
 - [C海域、D海域、E海域又はF海域を操業区域とする場合]
5月1日から5月31日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。
- (9) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
- (10) 我が国領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。

(その他参考となるべき事項)

第8 許可証の交付に際しては、規則第25条の規定により、次のその他参考となるべき事項を付ける。

- (1) 次に掲げるかきの採捕は、規則により禁止されているので、採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければなりません。
 - ア 甲長8センチメートル未満のけがにの雄がに
 - イ けがにの雌がに

(資源管理等の取組みの推進)

第9 この漁業を営もうとする者は、この漁業を営む者の間及び他種漁業を営む者との間で必要があると認める場合は、あらかじめ操業協定等を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等の申請)

第10 許可等の申請にあたっては、規則第9条に定める申請書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請理由書（現に有効な許可等を有しない者又は規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合）
- (2) 代表者選定届（共同経営の場合）
- (3) 許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書
- (4) 船舶使用承諾書及び印鑑証明書（用船の場合）
- (5) 経営の内容を詳細に記載した書類（共同経営の場合）
- (6) 定款の写し及び登記事項証明書（法人の場合（水産業協同組合法に基づき北海道知事が認可した法人を除く。））
- (7) 旧許可受有者の廃業届及び印鑑証明書（規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合）
- (8) 事業計画書（現に有効な許可等を有しない者の場合）
- (9) 起業の認可指令書（起業の認可に基づく申請の場合）
- (10) その他知事が特に必要と認めて指示した書類

(申請書の提出)

第11 申請書は、申請者が漁業協同組合に所属する場合には、漁業協同組合で取りまとめのうえ、提出するものとする。

(許可等の基準)

第12 第3(5)の許可等すべき船舶等の数を超えた申請があった場合における規則第12条第5項に規定する許可等の基準を、別紙1のとおりとする。

(資源管理の状況等の報告等)

第13 この漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定に基づく資源管理の状況等の報告について、別紙2により〇〇総合振興局長を経由して知事に提出するものとする。

なお、許可を受けた者が漁業協同組合の組合員の場合は、所属する漁業協同組合がとりまとめのうえ、提出するものとする。

(許可番号の表示)

第14 規則第32条第1項の規定により表示する許可番号は、次のとおりとする。

「ホクかに刺第〇〇〇〇〇〇〇号」

(許可証の交付)

第15 許可証は、実地検査のうえ交付するものとする。

附 則

- 1 この取扱いは、令和2年12月1日から施行する。
- 2 昭和43年12月12日施行の「かに固定式刺し網漁業の許可等に関する取扱方針（オホーツク総合振興局管内及び宗谷総合振興局管内沖合海域）」は廃止する。

附 則（令和3年1月29日漁管第2248号）

- 1 この取扱いは、令和3年1月29日から施行する。

（改正経過）

- 1 令和2年12月1日 施 行
- 2 令和3年1月29日 一部改正

北海道知事 様

使用漁船		乗組員数		所属
漁船登録番号	トン数	全員	うち自分	
HK -	トン			

陸揚港	着業年月日	終業年月日
港	年 月 日	年 月 日

許可番号	ホクかに刺第 号
住所	
漁業者氏名	
船名	
報告年月日	年 月 日

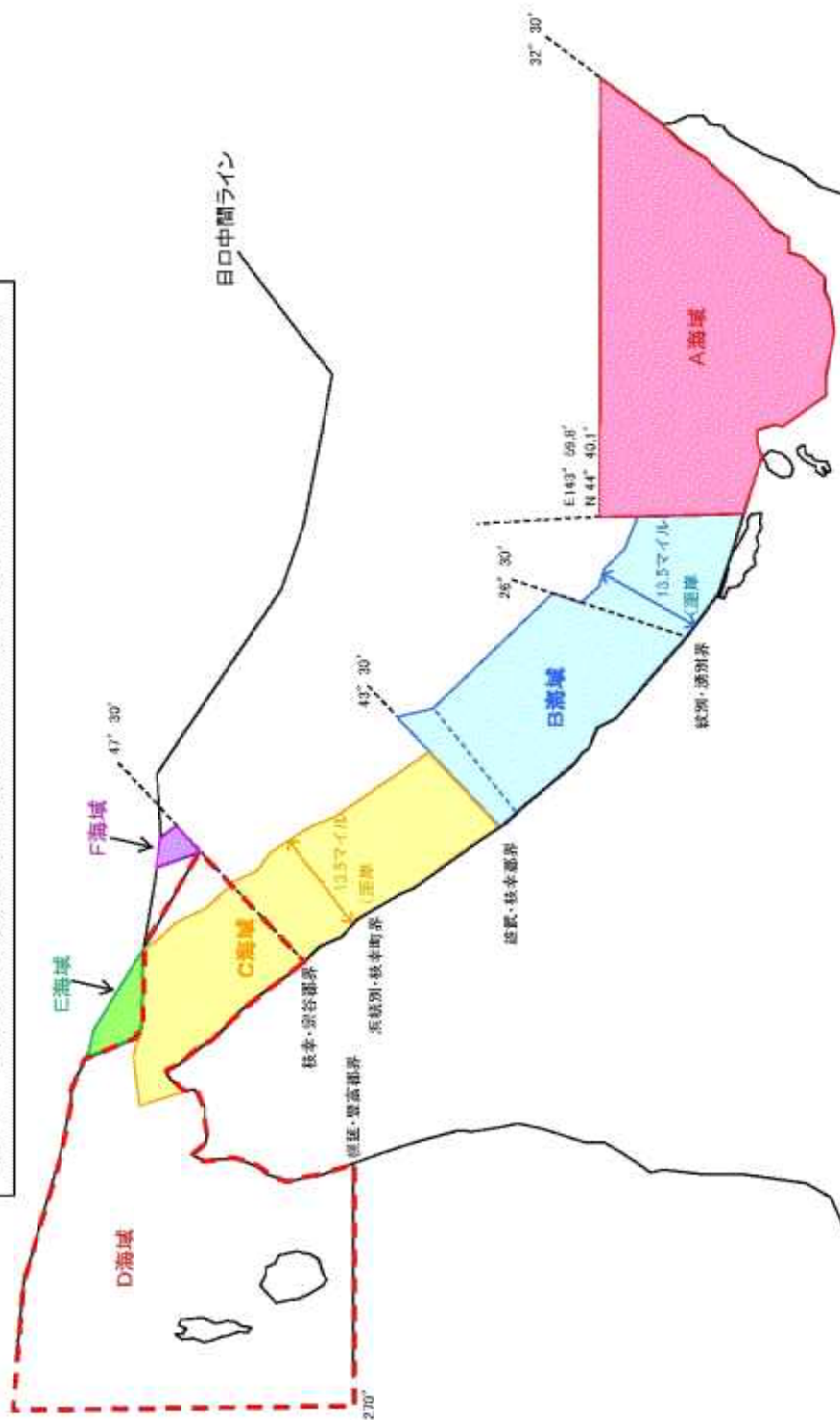
月別	主たる 操業位置 (沖底漁区)	操業 日数	延使用 漁具数	魚種別漁獲量・漁獲金額 (上段: キログラム、下段: 円)					
				たらばがに	いばらがに	あぶらがに	その他かに類	その他	合計
月		日							
合計									

経 費 (円)							差引損益 (円)	
漁船費	漁具費	償却費	燃油費	人件費	餌料費	その他		合計

資 源 管 理 の 状 況 等	
資源管理の取組実績	
自主的な取組等の実施状況	

※資源管理の取組実績は、操業期間、操業時間を規制している場合に、その遵守状況等を記載
 ※自主的な取組等の実施状況は、休漁(〇〇部会による合意事項)、〇〇の種苗放流(5cmサイズ、〇月〇千尾、〇月〇千尾)、藻場造成(〇〇を〇月に〇基設置)、有害生物の除去(〇月に〇〇を〇〇kg)等を記載
 ※この様式は例示であり、この様式によらない場合であっても報告書としての要件が具備されていれば有効であること

かに固定式刺し網漁業操業海域図
 (オホーツク総合振興局管内及び宗谷総合振興局管内沖合海域)



北海道告示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第59条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第18号に掲げるかにかご漁業(オホーツク海海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和 年 月 日

北海道知事 鈴木直道

(1) 漁業種類	(2) 操業区域		制限措置				許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
			(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
かにかご漁業(けがに)	網走南部海域	網走市と目梨郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から32度30分の線以北、網走市と北見市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から15度30分の線以南の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	3月15日から8月21日まで	7隻	15トン未満	オホーツク総合振興局管内に住所を有する者	(1) 許可の有効期間は、令和8年3月15日から令和9年3月14日までとする。 (2) 起業の認可の有効期間は、令和8年3月15日から同年9月14日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。 (3) 申請書の提出先は、申請者の住所を所管する総合振興局産業振興部水産課とする。 (4) 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を盛揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を盛揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2) 漁獲物は、必ず一度に全量を盛揚げし、所属漁業協同組合の指定する荷受機関の計量を受けなければならない。 (3) 漁獲物の計量後は、けがにを船内に保持してはならない。 (4) けがにの累計漁獲量が別に定める量に達した場合は、操業を停止しなければならない。 (5) 海中に敷設するかご数は、1,500個以内でなければならない。 (6) かごの網目は、3才8分(結節から結節までの長さが5.75センチメートル)以上の大きさをなければならない。 (7) 海中に敷設する漁具の各のしの間隔には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けるなければならない。 (8) 次に掲げるかにかご採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 脱皮直後のけがに イ 甲幅8センチメートル以上のほなきがにの雌がに ウ たらばがに エ あぶらがに オ ずわいがに カ ベにすわいがに (9) 5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (10) 知事が漁業調整上、操業に關し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (11) 我が国の領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。	
同上	網走中部海域	網走市と北見市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から15度30分の線以北、湧別町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から26度30分の線以南の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	同上	9隻	同上	同上	(2)	
同上	網走北部海域	湧別町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から26度30分の線以北、雄武町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から43度30分の線以南の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	同上	27隻	同上	同上	(3)	
同上	枝幸海域	雄武町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から43度30分の線以北、枝幸町と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から45度00分の線以南の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	同上	18隻	同上	宗谷総合振興局管内(天塩郡岨延町を除く。)に住所を有する者	(4)	
同上	宗谷北部海域	枝幸町と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から45度00分の線以北、稚内市宗谷岬と稚太西能登呂岬を結ぶ線以東の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	同上	27隻	同上	同上	(5)	

かにかご漁業（けがに）の許可等に関する制限措置等の取扱い （オホーツク海海域）

令和3年（2021年）1月29日
北海道水産林務部

（適用範囲）

第1 この取扱いは、オホーツク海海域において、動力漁船を使用して、「けがに」をとることを目的とした、かにかご漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に適用する。

（操業海域）

第2 操業海域は、次の海域とする。

（1）網走南部海域

斜里郡と目梨郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から32度30分の線以北、網走市と北見市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から15度30分の線以南の海域。
ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

（2）網走中部海域

網走市と北見市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から15度30分の線以北、湧別町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から26度30分の線以南の海域。
ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

（3）網走北部海域

湧別町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から26度30分の線以北、雄武町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から43度30分の線以南の海域。
ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

（4）枝幸海域

雄武町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から43度30分の線以北、枝幸町と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から45度00分の線以南の海域。
ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

（5）宗谷北部海域

枝幸町と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から45度00分の線以北、稚内市宗谷岬と樺太西能登呂岬を結ぶ線以東の海域。
ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

（制限措置）

第3 北海道漁業調整規則（以下「規則」という。）第12条第1項各号の規定する制限措置は、次のとおりとする。

（1）漁業種類

漁業種類は、かにかご漁業（けがに）とする。

（2）操業区域

操業区域は、第2の各海域とする。

（3）漁業時期

けがにの資源保護及び漁場利用に係る調整等を勘案のうえ、制限措置の公示の都度、第3（2）のごとに、別に定めるものとする。

（4）船舶の総トン数

総トン数15トン未満とする。

(5) 許可等すべき船舶等の数

けがにの資源保護及び漁場利用に係る調整等を勘案のうえ、制限措置の公示の都度、第3(2)に掲げる操業区域ごとに、別に定めるものとする。

(6) 漁業を営む者の資格

漁業を営む者の資格は、次のとおりとする。

ア 網走南部海域、網走中部海域及び網走北部海域

オホーツク総合振興局管内に住所を有する者であること。

イ 枝幸海域及び宗谷北部海域

宗谷総合振興局管内（天塩郡幌延町を除く。）に住所を有する者であること。

(許可等の有効期間)

第4 許可の有効期間は、1年以内とする。

また、起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。

(許可等の申請期間)

第5 許可等の申請期間は、規則第12条第2項の規定によるものとし、制限措置の公示の都度、定めるものとする。

(漁獲物の陸揚港の制限)

第6 漁獲物の陸揚港を、その操業区域に面する地区内の1港に制限する。

(漁獲数量等の報告)

第7 漁業協同組合等は、計量した漁獲物の数量等を、毎日、所管する総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。

(許可等の条件)

第8 許可に際しては、規則第14条の規定により、次の条件を付ける。

(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。

(2) 漁獲物は、必ず一度に全量を陸揚げし、所属漁業協同組合の指定する荷受機関の計量を受けなければならない。

(3) 漁獲物の計量後は、けがにを船内に保持してはならない。

(4) けがにの累計漁獲量が別に定める量に達した場合は、操業を停止しなければならない。

(5) 海中に敷設するかご数は、1,500個以内でなければならない。

(6) かごの網目は、3寸8分（結節から結節までの長さが5.75センチメートル）以上の大きさでなければならない。

(7) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。

(8) 次に掲げるかが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。

ア 脱皮直後のけがに

イ 甲幅8センチメートル以上のはなさがにの雄がに

ウ たらがに

エ あぶらがに

オ ずわいがに

カ ベにずわいがに

(9) 5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。

(10) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。

(11) 我が国の領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。

(その他参考となるべき事項)

第9 許可証の交付に際しては、規則第25条の規定により、次のその他参考となるべき事項を付ける。

(1) 次に掲げるかきの採捕は、規則により禁止されているので、採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければなりません。

- ア 甲長8センチメートル未満のかきの雄がに
- イ かきの雌がに
- ウ 甲幅8センチメートル未満のはなさきがにの雄がに
- エ はなさきがにの雌がに

(資源管理等の取組みの推進)

第10 この漁業を営もうとする者は、この漁業を営む者の間及び他種漁業を営む者との間で必要があると認める場合は、あらかじめ操業協定等を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等の申請)

第11 許可等の申請にあたっては、規則第9条に定める申請書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請理由書（現に有効な許可等を有しない者又は規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合）
- (2) 代表者選定届（共同経営の場合）
- (3) 許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書
- (4) 船舶使用承諾書及び印鑑証明書（用船の場合）
- (5) 経営の内容を詳細に記載した書類（共同経営の場合）
- (6) 定款の写し及び登記事項証明書（法人の場合（水産業協同組合法に基づき北海道知事が認可した法人を除く。））
- (7) 旧許可受有者の廃業届及び印鑑証明書（規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合）
- (8) 事業計画書（現に有効な許可等を有しない者の場合）
- (9) 起業の認可指令書（起業の認可に基づく申請の場合）
- (10) その他知事が特に必要と認めて指示した書類

(申請書の提出)

第12 申請書は、申請者が漁業協同組合に所属する場合には、漁業協同組合で取りまとめのうえ、提出するものとする。

(許可等の基準)

第13 第3(5)の許可等すべき船舶等の数を超えた申請があった場合における規則第12条第5項に規定する許可等の基準を、別紙1のとおりとする。

(資源管理の状況等の報告等)

第14 この漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定に基づく資源管理の状況等の報告について、別紙2により〇〇総合振興局長を経由して知事に提出するものとする。

なお、許可を受けた者が漁業協同組合の組合員の場合は、所属する漁業協同組合がとりまとめのうえ、提出するものとする。

(許可番号の表示)

第15 規則第32条第1項の規定により表示する許可番号は、次のとおりとする。

「ホクけがにかご第〇〇〇〇〇〇〇号」

(許可証の交付)

第16 許可証は、実地検査のうえ交付するものとする。

附 則

- 1 この取扱いは、令和2年12月1日から施行する。
- 2 昭和40年3月27日施行の「かにかご漁業（けがに）の許可等に関する取扱方針（オホーツク海海域）」は廃止する。

附 則（令和3年1月29日漁管第2248号）

- 1 この取扱いは、令和3年1月29日から施行する。

（改正経過）

- 1 令和2年12月1日 施 行
- 2 令和3年1月29日 一部改正

年かにかご漁業（けがに）（オホーツク海域）の資源管理等の状況報告書

北海道知事 様

使用漁船		乗組員数		所属 漁協
漁船登録番号	トン数	全員	うち自分	
HK -	トン			

陸揚港	着業年月日	終業年月日
港	年 月 日	年 月 日

許可番号	ホケがにかご第 号
住所	
漁業者氏名	
船名	
報告年月日	年 月 日

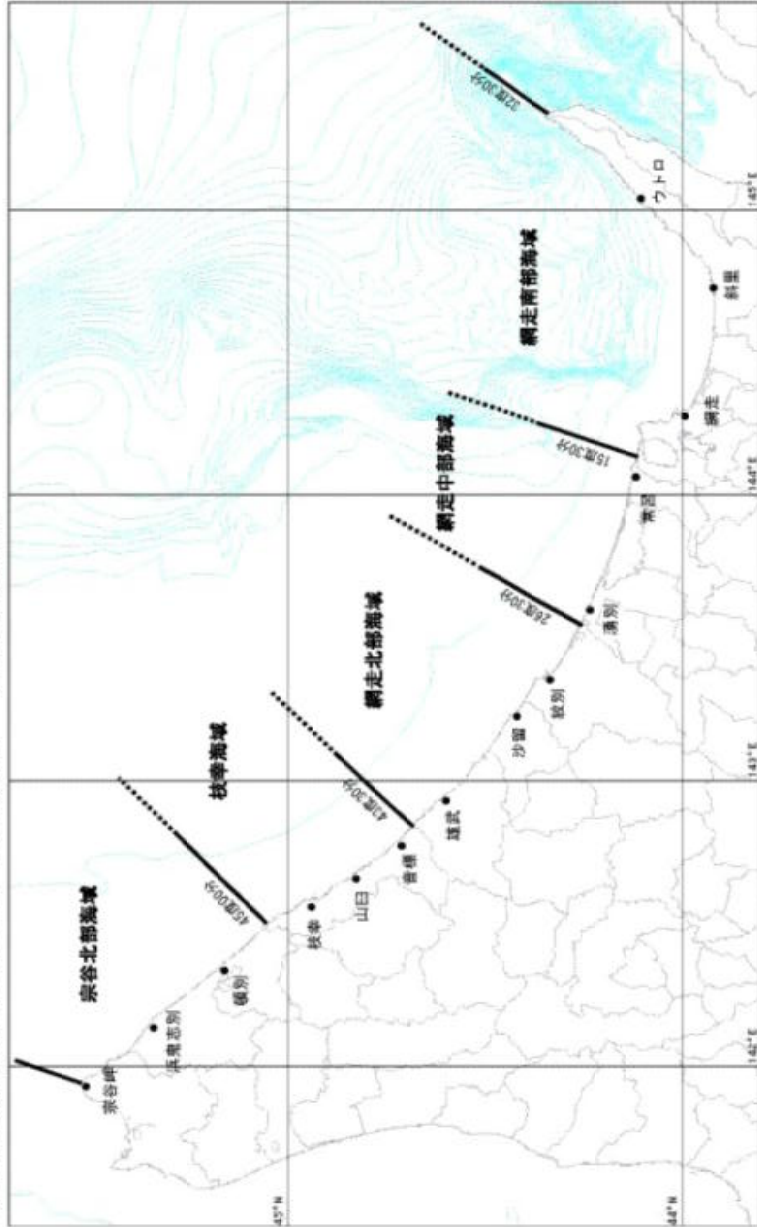
月別	主たる 操業位置 (沖底海区)	操業 日数	延使用 漁具数	魚種別漁獲量・漁獲金額（上段：キログラム、下段：円）						
				けがに			たこ類	その他	合計	
				大	中	小				
月		日								
合計										

経費（円）								差引損益 （円）
漁船費	漁具費	償却費	燃油費	人件費	餌料費	その他	合計	

資源管理の状況等	
資源管理の取組実績	
自主的な取組等の実施状況	

※資源管理の取組実績は、操業期間、操業時間を規制している場合に、その遵守状況等を記載
 ※自主的な取組等の実施状況は、休漁（〇〇部会による合意事項）、〇〇の種苗放流（5cmサイズ、〇月〇千尾、〇月〇千尾）、藻場造成（〇〇を〇月に〇基設置）、有害生物の除去（〇月に〇〇を〇〇kg）等を記載
 ※この様式は例示であり、この様式によらない場合であっても報告書としての要件が具備されていれば有効であること

かにかご漁業（けがに）オホーツク海海域 操業区域概要図



宗 水 産 第 1 9 4 8 号
令和 7 年 (2025 年) 11 月 18 日

宗谷海区漁業調整委員会会長 様

北海道知事 鈴木 直道



制限措置の内容及び申請すべき期間等について (諮問)
漁業法等の一部を改正する等の法律 (平成 30 年法律第 95 号) による、改正後の漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 同法律第 58 条に読み替えて準用する第 42 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

○諮問内容

(1) 制限措置の内容及び申請すべき期間について

関係漁業

- ① 小型まき網漁業 (ほっけ及びいかなご)
- ② はえ縄漁業 (たら、めぬけ又はさめ)
- ③ 潜水器漁業 (うに)

宗海共第 5 号共同漁業権漁場区域ほか 5 件

- ④ 潜水器漁業 (あわび)

宗海共第 2 号共同漁業権漁場区域ほか 3 件

(宗谷総合振興局産業振興部水産課漁業管理係)



北海道総合振興局告示第 号
 漁業法(昭和24年法律第267号)第59条において読み替えて適用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第25号に掲げる小型まき網漁業(宗谷総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべし船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和 年 月 日
 北海道知事 鈴木 直道

(1)漁業種類	制限措置				許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
	(2)起業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべし船舶等の数	(5)船舶の総トン数		
小型まき網漁業(まっけ及びひいかなこ)	宗谷総合振興局管内沖合海域 (2)起業区域 最大高潮時海岸線と岬延町と岬雲町との界から261度30分の線以北、稚内市宗谷岬と樺太西龍巻岬とを結ぶ線以西の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	毎年、3月1日から8月31日まで	2隻	総トン数5トン未満	令和7年12月27日から令和8年1月21日まで	<p>備考</p> <p>1. 許可の有効期間は、令和8年3月1日から令和11年2月28日までとする。ただし、令和8年3月2日以降の許可にあっては、許可の日から令和11年2月28日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期間は、令和8年3月1日から令和9年2月28日までとする。ただし、令和8年3月2日以降の認可にあっては、認可の日から1年又は令和11年2月28日までのいずれか早い日までとする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、宗谷総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)漁獲量、漁船の構造、その他おぼろげでない場合を除き、O漁以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。おぼろげでない事由により、O漁以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その漁獲量、宗谷総合振興局と報告しなければならない。 (2)定置網の設置中やその他の漁業の操業及び設置中は、その場所の周辺400メートル以内の海域において操業してはならない。 (3)全長20センチメートル以上のさけ及びますが採捕された時は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (4)我が国の領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。 (5)知事が漁業調整上、操業に關し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>

小型まき網漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い

令和3年（2021年）2月15日
北海道宗谷総合振興局

（適用範囲）

第1 この取扱いは、宗谷総合振興局管内（天塩郡幌延町を除く。）沖合海域において、総トン数5トン未満の船舶を使用して、「ほっけ」及び「いかなご」をとることを目的とした、小型まき網により行う漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に適用する。

（操業海域）

第2 操業海域は、次の海域とする。

（1）宗谷総合振興局管内沖合海域

最大高潮時海岸線上幌延町と豊富町との界から261度30分の線以北、稚内市宗谷岬と樺太西能登呂岬とを結ぶ線以西の海域。

ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

（制限措置）

第3 北海道漁業調整規則（以下「規則という。）」第12条第1項各号に規定する制限措置は次のとおりとする。

（1）漁業種類

漁業種類は、小型まき網漁業（ほっけ及びいかなご）とする。

（2）操業区域

操業区域は、第2に掲げる海域とする。

（3）漁業時期

漁業時期は、毎年、3月1日から8月31日までとする。

（4）船舶の総トン数

総トン数5トン未満とする。

（5）許可等すべき船舶等の数

ほっけ及びいかなごの資源保護及び漁場利用に係る調整等を勘案のうえ、制限措置の公示の都度、第3（2）に掲げる操業区域ごとに、別に定めるものとする。

（6）漁業を営む者の資格

漁業を営む者の資格は、次のとおりとする。

ア 宗谷総合振興局管内（天塩郡幌延町を除く。）に住所を有する者であること。

（許可等の有効期間）

第4 許可の有効期間は、3年以内とする。

また、起業の認可の有効期間は、1年以内とする。

（許可等の申請期間）

第5 許可の申請期間は、規則第12条第2項の規定によるものとし、制限措置の公示の都度、定めるものとする。

（漁獲物の陸揚港の制限）

第6 漁獲物の陸揚港は、その操業区域に面する地区内の1港とする。

（許可等の条件）

第7 許可に際しては、規則第14条の規定により、次の条件を付ける。

（1）暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、宗谷総合振興局長に報告しなければならない。

（2）定置網の設置中やその他の漁業の操業及び設置中は、その場所の周辺400メートル以内の海域においては操業してはならない。

（3）全長20センチメートル以上のさけ及びますが採捕されたときは、できる限り損傷しない

よう速やかに海中に戻さなければならない。

(4) 我が国の領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。

(5) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。

(その他参考となるべき事項)

第8 許可に際しては、次のとおり、規則第25条第7号に規定するその他参考となるべき事項を付ける。

(1) 全長20センチメートル未満のさけ・ますの採捕は、北海道漁業調整規則により禁止されているので、採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。

(資源管理等の取組みの推進)

第9 この漁業を営もうとする者は、この漁業を営む者の間及び他種漁業を営む者との間で必要があると認める場合は、あらかじめ操業協定等を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等の申請)

第10 許可等の申請にあたっては、規則第9条に定める申請書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請理由書(現に有効な許可等を有しない者及び規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合)

(2) 代表者選定届(共同経営の場合)

(3) 許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書

(4) 船舶使用承諾書及び印鑑証明書(用船の場合)

(5) 経営の内容を詳細に記載した書類(共同経営の場合)

(6) 定款の写し及び登記事項証明書(法人の場合(水産業協同組合法に基づき北海道知事が認可した法人を除く。))

(7) 旧許可受有者の廃業届及び印鑑証明書(規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合)

(8) 事業計画書(現に有効な許可等を有しない者からの申請の場合)

(9) 起業の認可指令書(起業の認可に基づく申請の場合)

(10) その他知事が特に必要と認めて指示した書類

(申請書の提出)

第11 申請書は、申請者が漁業協同組合に所属する場合には、漁業協同組合で取りまとめのうえ、提出するものとする。

(許可等の基準)

第12 第3(5)の許可等すべき船舶等の数を超えた申請があった場合における規則第12条第5項に規定する許可等の基準は、別紙1のとおりとする。

(資源管理の状況等の報告等)

第13 この漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定に基づく資源管理の状況等の報告について、別紙2により、宗谷総合振興局長を経由して知事に提出するものとする。

なお、許可を受けた者が漁業協同組合の組合員の場合は、所属する漁業協同組合がとりまとめの上、提出するものとする。

(許可番号の表示)

第14 規則第32条第1項の規定により表示する許可番号は、次のとおりとする。

「宗小まき刺第〇〇〇〇〇〇〇号」

(許可証の交付)

第15 許可証は、実地検査のうえ交付するものとする。

附 則

- 1 昭和55年3月1日施行の「小型まき網漁業の許可等に関する取扱方針」は廃止する。
- 2 この取扱いは、令和2年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この取扱いは、令和3年2月15日から施行する。

(改正経過)

- 1 令和2年12月1日 施 行
- 2 令和3年2月15日 一部改正

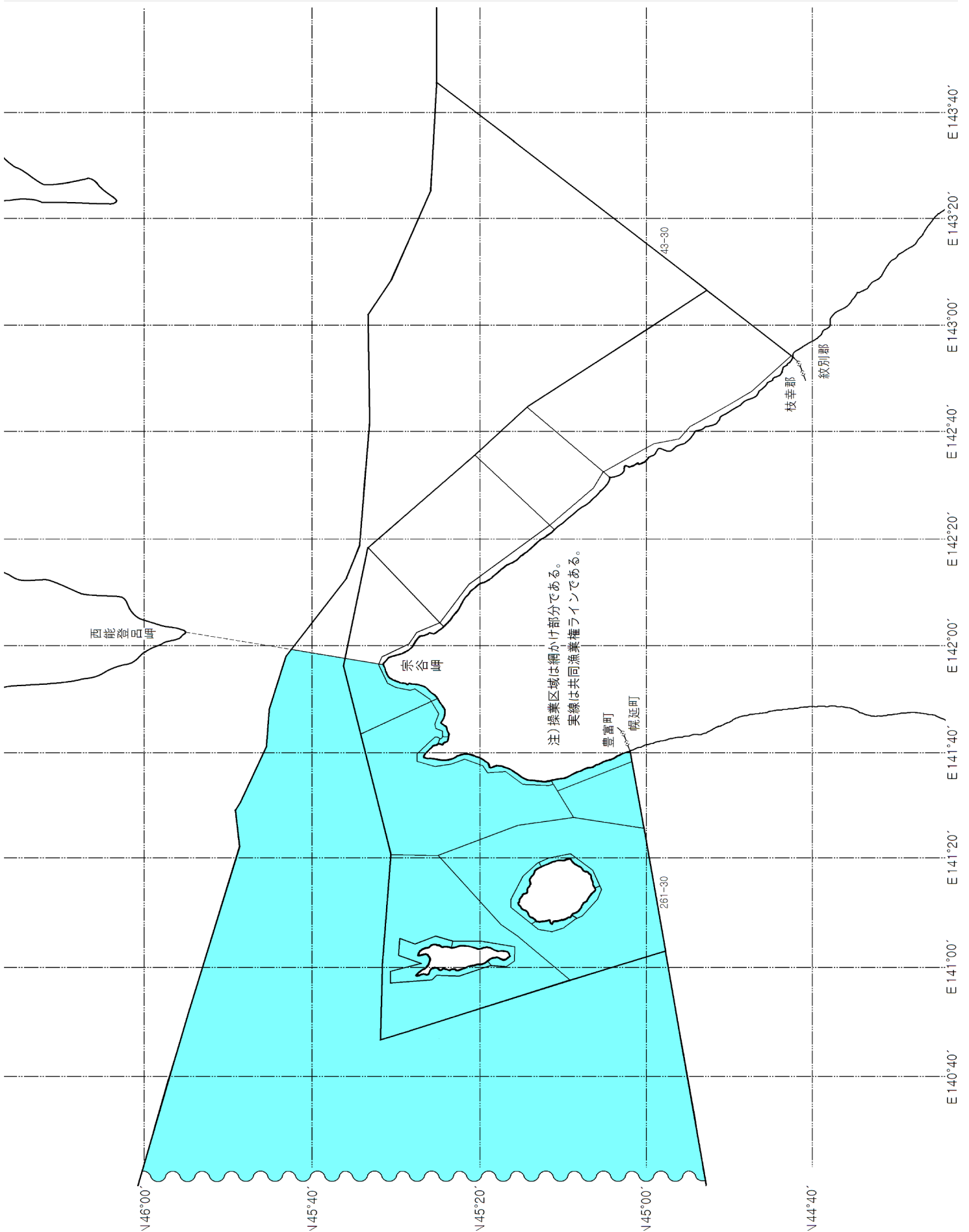
許可等の基準（第 12 関係）

申請者区分	優先順位	基準	許可等者の決定方法
操業実績者	第 1 位	従前の当該漁業許可（以下「従前許可」という。）の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者であって、従前許可の各漁期にこの漁業を誠実に営んだ実績がある者。【操業実績者】	許可等すべき船舶等の数（以下「公示隻数」という。）の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。
	第 2 位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者であって、従前許可の各漁期にこの漁業を営んだ実績がある者。（漁業等に関する法令違反がある者で、規則第 10 条第 1 号に該当しない者）【操業実績者】	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。
新規者	第 3 位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者。【許可受有者】	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。
	第 4 位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者。（漁業に関する法令違反がある者で、規則第 10 条第 1 号に該当しない者）【許可受有者】	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。
	第 5 位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業の許可等を有しない者	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、各申請者ごとに勘案事項により配点し、合計点数の高い申請者から許可等者とする。 公示隻数を超えることとなる合計点数の申請者全てをくじ引きの対象者として、公正な方法によるくじ引きを行い、許可等する者を定める。

勘案事項	基準	配点
申請者の漁業経験	この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者 この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者 その他の漁業経験がある者	3 点 2 点 1 点
申請者の住所	操業区域に面する地区に住所を有する者 操業区域に関連する地区に住所を有する者 上記以外の者	3 点 2 点 1 点

（注）随時の公示による許可の場合は、「従前許可の有効期間満了日」を「申請日」と読み替える。

小型まき網漁業操業区域図



北海道総合振興局告示第 号
 漁業法(昭和24年法律第267号)第59条において読み替えて適用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第12号に掲げるはえ縄漁業(宗谷総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

北海道知事 鈴木 直道

令和 年 月 日

(1)漁業種類	制限措置				許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数		
はえ縄漁業(たら、めぬけ又ははざめ)	宗谷総合振興局管内沖合海域 (2)操業区域 最大高潮時海岸線と岬延町と岬雲町との界から261度30分の線以北、東経140度39.8分の線以南、最大高潮時海岸線と枝幸町と釧路町の界から43度30分の線以北の海域。ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海軍に限る。	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	6隻	総トン数20トン未満	令和8年1月20日から令和8年2月19日まで	備考 1. 許可の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、令和8年4月2日以降の許可にあっては、許可の日から令和11年3月31日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、令和8年4月2日以降の認可にあっては、認可の日から1年又は令和11年3月31日のいずれか早い日までとする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、宗谷総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)漁船、漁船の積荷、その他おぼろげでない場合を除き、O漁以外の漁獲物を降揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。おぼろげでない事由により、O漁以外の漁獲物を降揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、宗谷総合振興局長に報告しなければならない。 (2)船内に所持する罾数は、1,000枚以内でなければならない。 (3)海中に散置する罾具の名のしの高端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (4)夜間漁獲する漁具には、浮標灯を付さなければならない。 (5)次に掲げる漁具は、まず及び次に採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 全長20センチメートル以上のさけ・ます イ 甲長8センチメートル以上のさけ・ます ウ すわいがい エ すわいがいに カ たらばがいに ク あこしがいに (6)船長が漁業調整上、操業に關し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (7)我が国の領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。

